



新年あけましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひ申し上げます
よつば総合法律事務所 一同



写真：弁護士 大友 竜亮

1月号目次

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 新年のご挨拶 | 3 業務内容の専門特化のご報告 |
| 2 法律コラム「自己破産のよくある質問に回答します！」 | 4 弁護士 佐々木康之郎の紹介 |
| | 5 ワインが苦手な人のためのワインの選び方 |
| | 6 お勧め書籍の紹介 |

新年のご挨拶

昨年もたくさんの方々にお世話になりました。本当にありがとうございました。

2008年の事務所設立から17年となり、拠点も千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋と6拠点になりました。

2025年も常に初心を忘れず、事務所一同、1日1日丁寧な仕事を心がけていきます。

代表 大澤 一郎



旧年中はいろいろな方に、大変お世話になりました。

ご相談頂いた方のお役にたてるよう、今年度もこれまで以上に精進致しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

副代表 小林 義和



あけましておめでとうございます。本年は「誠実・素直・穏やか・ポジティブ」に一年を過ごしたいと思っています。業務においても、一つ一つ誠実に取り組んでいきます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

柏事務所所長 大友 竜亮



昨年もお世話になり本当にありがとうございました。今年も8760時間(24時間×365日)、時間を大切にして生きたいと思ひます。

2025年も変わらぬお付き合いをよろしくお願い申し上げます。

千葉事務所所長 今村 公治



船橋事務所を開設し、約半年が過ぎました。今年は人員・態勢をより充実させて、より多くの皆様のご要望に幅広く答えられる事務所になっていきたいと考えております。本年もよろしくお願い申し上げます。

船橋事務所所長 前田 徹



本年も医療機関の健全な運営をサポートすべく、厚生局の個別指導対応や労務問題対応、契約書レビューなど、さまざまなリーガルサービスを提供してまいります。皆様のご期待にお応えできるよう全力を尽くす所存です。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

東京事務所所長 川崎 翔



新年あけましておめでとうございます。

東海地域の皆様の良きリーガルパートナーとして頑張っております。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

名古屋事務所所長 加藤 貴紀



新年あけましておめでとうございます。2024年は大阪事務所を開設・所長となるなど激動の1年でした。

2025年は巳（へび）年です。本年は、蛇が脱皮をするように、弁護士としてもう一皮向けてより一層成長して参りたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。

大阪事務所所長 辻 悠祐



2025年は明るく楽しく元気よく、変化を恐れずに邁進して参ります！

今年もまた皆さまとお会いできる日を楽しみにしています！

前原 彩



旧年中皆様には格別のご厚情を賜りありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

皆様のご健勝及び益々のご発展を心よりお祈りいたします。本年もよろしくお願いいたします。

佐藤 寿康



昨年も皆さまには大変お世話になりました。ありがとうございました。

日々の業務に真摯に向き合い、何がお客様の未来にとって良い解決なのかを追求していきたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

三井 伸容



今年も感謝の気持ちを忘れず、一つ一つの案件に誠実にあたりたいと思います。

どうぞ、宜しくお願い致します。

粟津 正博



あけましておめでとうございます。

2025年もご依頼いただいた皆様のため全力を尽くします。

本年もよろしくお願いいたします。

根来 真一郎



旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。

「クライアントファースト」をモットーに、今年も尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、巳年にちなんで挨拶文を調べたところ、「やる気がヘビー級です」との例文がありました。これはお蔵入りにします。

村岡つばさ



昨年は皆様より格別のご支援をいただき、誠にありがとうございました。

本年が皆様にとって良い1年になるように、誠心誠意取り組んでまいります。

2025年もよろしくお願いいたします。

堀内 良



新年明けましておめでとうございます。昨年5月1日より地元の船橋にて業務をさせていただいております。

本年もご依頼いただいた依頼者の皆さまのお役に立てるよう、精一杯勤めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

松本 達也



明けましておめでとうございます。

今年も皆様にお役に立てるよう、おひとりおひとりに誠実に取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

坂口 香澄



新年あけましておめでとうございます。

昨年中は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございました。今年も皆様の幸せのために、精一杯努力してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

辻 佐和子



お客様に寄り添う弁護士であることを心掛けます。

今年も精一杯サポートさせていただきますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

川田 啓介



新年あけましておめでとうございます。昨年は皆様に変
お世話になりました。

今年はより良いリーガルサービス
提供できるよう精進してまいりますので、
よろしくお願いいたします。

大竹 裕也



新年おめでとうございます。旧年中は多くのお客様から
ご依頼をいただきました。心から感謝申し上げます。
本年もお客様の良きパートナーとして
共に歩んでまいります。

今後ともよろしくお願いいたします。

米井 舜一郎



⚖️ 気になる法律を分かりやすく解説! ⚖️

自己破産のよくある質問に回答します！

1 はじめに

近年、借金についてのご相談を数多くいただきます。その中で、ご相談者様から自己破産に関するご質問をいただくのですが、インターネットの情報などから誤った理解をしている方が非常に多いと感じます。この記事では、皆様からよくいただく自己破産に関する疑問点について、解説します。

2 そもそも自己破産とは？

自己破産とは、未納分の税金などを除いて、原則全ての債務の支払い義務を免除する裁判上の手続きです。金利でどんどん借金が膨らんでしまって返済ができなくなった場合や、借金の返済のために借金をするという自転車操業の状態になった場合に、自己破産を検討される方が多いです。

3 自己破産についてよくいただくご質問

(1) 自動車を手放さないといけない？

原則20万円を超える価値のある財産については、自己破産手続の中で処分・清算しなければなりません。そのため、自動車についても車両価値が20万円を超えるものについては基本的に残すことができません。自己破産を検討する段階で自動車を残せるかが気になる場合には、買取価格の査定をとってもらうことをおすすめします。



千葉事務所
弁護士 大竹 裕也



なお、自動車ローンの支払いが残っている自動車については、ローン業者との契約の中で「自己破産手続きをした場合には車両を引き揚げる」という内容が定められていることがほとんどです。ローンが残っている自動車は、ローン業者との契約の関係で手元に残すことができない、と考えておくのが無難でしょう。

(2) 持っているクレジットカードはどうなる？

クレジットカードについても、「自己破産手続きをした場合には会員資格を喪失する」という内容が規約などで定められていることが多いです。そのため、お持ちのクレジットカードは基本的に使用できなくなります。



また、自己破産手続きをした場合には、信用情報機関に事故情報が登録されて（いわゆるブラックリスト）、5年から10年ほどは新たにクレジットカードを作成できなくなります。一方で、デビットカードやQRコード決済などの、支払いの時点ですぐに銀行口座から引き落とされるサービスについては、問題なく利用できます。

(3) 家賃の滞納がある状態で自己破産すると家を追い出される？

家賃の滞納がある状態で自己破産したことのみを理由に、賃貸借契約を解除されることはほとんどありません。一方で、滞納が長期かつ高額に渡る場合には、自己破産をしたことではなく賃料未払いを理由に賃貸借契約を解除されるリスクはあります。



(4) 家族に内緒で自己破産できる？

自己破産手続きをする場合には、同居の家族の源泉徴収票や給与明細などの資料を準備したり、世帯単位での家計表を作成する必要があります。そのため、同居の家族の協力は必須となります。

これらを踏まえると、少なくとも同居の家族がいる場合には、秘密で破産をすることは難しいでしょう。



4 おわりに

今回は、自己破産についてよく質問をいただく点について解説しました。紹介したのは自己破産に関して注意しなければならないことの一部です。自己破産を検討しているけど、他にも注意すべきポイントを知りたい！という方は、ぜひ当事務所にご相談ください。

(文責：弁護士 大竹裕也)

業務内容の専門特化のご報告

■けがをした交通事故(被害者側)

交通事故チーム所属の弁護士による勉強会・研究会を継続しています。特に、後遺障害事案の検討はますます磨きをかけているところです。後遺障害認定の知識・経験には自信があります。

重大なけがをした被害者はもちろんのこと、様々なけがをした被害者のお問合せを多くいただいています。症状に応じた適切な保険金の取得を応援します。

■企業様に生じる諸問題・企業法務

企業法務チームの弁護士を中心とする勉強会・研究会を継続しています。特に人事労務、契約書のご相談が増えています。また、医療機関・運送業・人材ビジネスなど、業種に特化した弁護士による対応を引き続き進めています。さらに、誹謗中傷対策の分野にも専門特化しています。

取扱い分野としては、人事労務問題、契約書、債権回収、株主総会、株主間紛争、事業承継、クレーマー対策、知的財産、企業様を代理しての民事訴訟、労災対応、誹謗中傷対策、その他企業様を当事者とする諸問題・企業法務・その他顧問契約などをお取り扱いしています。

■個人及び企業の債務整理・破産・再生・任意整理・倒産に関する問題

引き続き多くのお問合せをいただいています。2008年の事務所設立より、多くの債務整理の問題を解決しています。最近では、社会情勢に鑑み、企業様からの倒産・廃業のご相談も増えております。

■遺言・遺産分割・遺留分などの相続に関する紛争

相続・不動産チームの弁護士を中心とする勉強会・研究会を継続しています。税理士の先生からのご紹介、不動産会社様からのご紹介、その他たくさんの皆様からのご紹介により多くの案件をお取り扱いしています。また、業務品質の向上に常に努めています。



業務品質のさらなるレベルアップによるお客様満足度の向上のため、**けがをした交通事故(被害者側)、企業様からのご相談、個人・企業の債務整理に関する問題、相続問題、不動産問題に専門特化した事務所**として、2025年以降もますます皆様のお役に立てるようにしたいと考えています。引き続きよろしくお願いたします。
(文責 大澤一郎)

弁護士 佐々木 康之郎^{こうしろう}のご紹介

12月に船橋事務所に弁護士 佐々木 康之郎が入所いたしましたので紹介いたします。

血液型	B型です。
出身地	東京都練馬区
趣味	速読教室に通うこと
長所	滅多に怒らないこと
短所	余計な一言が多い（特に妻に対して）
まず家に帰ってすること	お風呂に入る
口癖	確かに！
マイブーム	市場に行って新鮮な野菜を購入すること（野菜は鮮度が命だということを実感しました）
ちょっと自慢できること	舌を凹の形にできます。
座右の銘	上善水の如し
好きな食べ物	五平餅、タコス（家で食べる方はあまりないようですが、簡単ヘルシーでおすすめです）
苦手な食べ物	ホルモン
好きな飲み物	コーヒー、ワイン（シャルドネ）
好きなスポーツ	ゴルフ、テニス、卓球
好きな芸能人	竹中直人さん
好きな音楽・アーティスト	久石譲さん（ジブリ作品はあまり見ませんが）
好きな雑誌・漫画・本	「ワールドトリガー」、辻村深月さんの小説
好きなテレビ番組	「ドキュメント 72時間」、「探偵ナイトスクープ」
好きな映画	マーベル作品（フェーズ3まで）
ストレス発散方法	散歩すること、寝ること。
無人島に一つ持っていくなら	無難にナイフですかね。
最後に一言！	東京都内で交通事故や中小企業法務を中心に扱っておりました。皆様のお力になれるよう精一杯取り組んで参ります。どうぞよろしく願いいたします。





代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」



第 91 回

事務所で流行中のヘパリーゼは本当に
効果があるのか???

2年前の2023年ころから、お酒を飲む前にヘパリーゼを飲むというのが事務所で流行っています。きっかけは、ある弁護士が事務所の懇親会の前にドラッグストアにいつも寄り道をしていたことでした。

聞いたところ、その弁護士は、お酒を飲む前はヘパリーゼを飲むようにしているということでした。

そして、ヘパリーゼの評判が事務所で広がり、いつの間にか事務所で流行しています。

では、ヘパリーゼは本当に効果があるのでしょうか???



1. 大澤の体感

私大澤の体感では効果があります。同じ量のお酒を飲んだとしても、ヘパリーゼの事前摂取の有無で、翌日の体調がかなり違います。



2. ネット検索

「ヘパリーゼ 効果がない」「ヘパリーゼ 意味がない」などのキーワードで検索をしても、ヘパリーゼには肯定的な意見が多く、否定的な意見を見つけるのは難しかったです。



3. 医学的な証拠

ゼリア新薬工業株式会社のヘパリーゼのサイトには医学的な証拠の記載があります。専門的な記載が多く、100%よくわからない部分もありますが、医学的な証拠はありそうです。



4. 2025年もヘパリーゼ

2025年が始まりました。健康に楽しく充実した日々を1年過ごしたいものです。飲酒前にはヘパリーゼを飲んで、お酒も適量で楽しんでいきたいですね。

(文責 弁護士 大澤一郎)

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



「ロウソクの科学」



ファラデー 著，竹内 敬人 訳

こんにちは、弁護士の辻佐和子です。今回の「人生を元気で豊かにするお勧めの書籍」でご紹介させていただく書籍は、「ロウソクの科学」です。

この本は、英国の王立研究所所長であったファラデーの、少年少女に向けた 1860 年のクリスマス科学講演をもとに書かれました。

ノーベル化学賞を受賞した吉野彰氏や、ノーベル生理学・医学賞を受賞した大隅良典氏が「科学へ興味をもつきっかけ」になった書籍として挙げていたため、ご存知の方も多いかと思います。

ファラデーの講演は、まず様々なロウソクの種類（日本製のロウソクも！）と作り方の紹介から始まります。

その後、次から次に実験を繰り返しながら、燃えたロウソクはどこに消えたのか？何になったのか？ロウソクが芯に沿って下に燃え移らないのはなぜか？といった疑問に答えていきます。ロウソクを使った実験だけでなく、電気分解や気体の重さ比べなど、実験は多岐に渡ります。大人が読むと、実験の準備をしている助手のアンダーソンさんの忙しさもつい気になってしまいます。

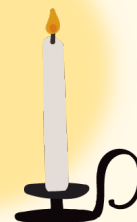
ファラデーが、当時は珍しかった写真や電球を取り出して少年少女に語りかける場面などは、子どもたちが息を呑む様子が見えるようです。そしてそれを見たファラデーも楽しんでいるのがわかります。

もちろん、100 年以上前の話なので、現在は否定されている考えも出てきますが（「永久気体」など）、それでも基礎的なところは変わっていません。何より、講演の根底に流れる科学や実験の楽しさは、昔も今も変わらないのだということがひしひしと感じられます。

ファラデーは最後の講演で、ヒトの生命とロウソクの生命が燃焼という過程を通して関係していることを示します。そして子どもたちに語りかけます。「来るべき皆さんの時代において、ロウソクのようになってほしい」「皆さんの行動を正しく、有益なものにすることによって、ロウソクのように世界を照らしてください」

ファラデーの目には、貧しかった少年時代の自分、研究者の科学講演に魅せられ、科学の道を突き進むと決めた自分が映っていたのかもしれない。

理科が好きだった人もそうでない人も、これから理科を学ぶ子供たちも、きっと楽しく読める本だと思います。今年最初の 1 冊にいかがでしょうか。（文責：辻 佐和子）



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【 柏事務所 】 〒277-0005 千葉県柏市柏 1 丁目 5 番 10 号 水戸屋巻番館ビル 4 階

【 千葉事務所 】 〒280-0015 千葉県千葉市中央区富士見 1 丁目 14 番地 13 号 千葉大栄ビル 7 階

【 船橋事務所 】 〒273-0005 千葉県船橋市本町 7 丁目 11 番 5 号 KDX 船橋ビル 6 階

【 東京事務所 】 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号 岸本ビルディング 6 階

【名古屋事務所】 〒450-6411 愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 28 番 12 号 大名古屋ビルヂング 11 階

【大阪事務所】 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 13 番 1 号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 15 階

受付時間：午前 9 時～午後 6 時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号 29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。